

# 一般社団法人日本エネルギー学会会誌

## 「日本エネルギー学会誌」刊行・投稿規程

平成 15.1.24 改訂  
平成 16.1.24 改訂  
平成 19.1.24 改訂  
平成 20.1.1 改訂  
平成 21.6.25 改訂  
平成 22.3.26 改訂  
平成 24.9.25 改訂  
平成 25.7.1 改訂  
平成 28.1.20 改訂  
平成 29.1.1 改訂

### (総則)

第1条 本規程は、定款に定める事業“会誌の刊行”を円滑に推進するため、「日本エネルギー学会誌」の刊行及び投稿に関する事項を定める。

### (目的及び名称)

第2条 エネルギーに関する科学及び技術上の発見、理論、知識ならびに重要な経験、調査・研究結果を国内外の学会、エネルギーに関心を持つ個人及び機関に広く公表し、エネルギーに関する科学と技術の普及、発展に資することを目的として、“Journal of the Japan Institute of Energy” (和文名:「日本エネルギー学会誌」)を刊行する。

### (編集委員会)

第3条 「日本エネルギー学会誌」の編集は、第5条に定める「編集方針」にもとづいて編集委員会が行なう。

- 編集委員会は、学会会員及びエネルギー関連有識者 30 名以内をもって構成する。
- 委員長は 1 名とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。  
委員長の任期は原則 2 年とし重任及び再任を妨げない。
- 副委員長及び委員は、委員長の委嘱により定める。  
副委員長及び委員の任期は原則 2 年とし重任及び再任を妨げない。
- 編集委員会は、定期的を開催し、編集方針、編集委員会企画、その他について協議する。
- 編集委員会は、その活動について、随時理事会へ報告し承認を受ける。

### (刊行及び配布)

第4条 「日本エネルギー学会誌」は、J-STAGE (科学技術情報発信・流通統合システム) による電子ジャーナルにより刊行する。

- 投稿論文は本文を J-STAGE で公開し、サマリーを「日本エネルギー学会機関誌えねるみくす」に掲載する。

### (編集方針)

第5条 「日本エネルギー学会誌」の J-STAGE による電子ジャーナルは毎月刊行する。

- 体裁は A4 版とし、和文または英文とする。
- 「日本エネルギー学会誌」の内容は、エネルギーに関連する科学と技術の発展に役立つ記事とし、エネルギーに関心を持つ個人及び機関の知識の交換および相互の啓発に有効なものとする。
- 記事の種類は以下に分類される。
  - Review 総説  
本会に関係のある特定の問題について、最近の進歩、将来の予想などを広範囲の資料に基づき公平な立場で論じたもの、あるいは著者の研究成果または調査結果について著者の意見を含めて論じたもの。
  - Original Paper 論文  
独創的な学術研究で、新しい事実あるいは価値のある結論を含み、他誌に未発表のもの。なお、学術研究の中には、技術・政策的な学術調査研究を含める。
  - Technical Paper 技術論文  
新しい製品、装置、プラント、プロセスなどの技術開発、工業化に関する研究で、工業的あるいは工学的に価値のある結果を含んでいるもの。
  - Short Paper ノート  
論文より内容が少なく短い記事であるが、速報

性を要し、新しい事実や価値のあるデータを含むもの。

(5) Technical Report 資料

独創性はなくても、実務面において有益と思われる事項を客観的に述べたもの、あるいは本学会活動に関し、有益と思われる事項について述べたもの。

(投稿原稿)

第6条 投稿原稿の著者は「会誌の執筆及び投稿要領」に従い、原稿を提出する。編集委員が選任した査読者の意見書の意見に基づき、著者は必要に応じて原稿を修正する。提出された最終原稿の掲載の可否は査読者の意見書の意見に基づき、編集委員会が決定する。

2. 投稿原稿の著者は日本エネルギー学会会員に限らない。
3. 投稿原稿の場合は、原稿が掲載されることが決まった後、別途「会誌投稿原稿の掲載料要領」に定める掲載料を支払わなければならない。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。

(著作権)

第7条 本誌に掲載された記事の著作権は日本エネルギー学会に帰属する。

(別刷)

第8条 別刷は有料とし、料金は別途「会誌投稿原稿別刷注文要領」に定める。

(改訂)

第9条 本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程の実施は平成29年1月1日とする。

# 一般社団法人日本エネルギー学会 会誌

## 「日本エネルギー学会誌」の執筆及び投稿要領

平成 15.1.24 改訂  
平成 16.1.24 改訂  
平成 19.1.24 改訂  
平成 20.1.1 改訂  
平成 21.6.25 改訂  
平成 22.3.26 改訂  
平成 24.9.25 改訂  
平成 25.7.1 改訂  
平成 29.1.1 改訂

(総則)

- 第1条 本要領は一般社団法人日本エネルギー学会会誌刊行・投稿規程第6条に基づき「日本エネルギー学会誌」への投稿及び書き方について定める。
2. 編集委員会は本要領に準じて投稿された原稿を審査する。

(書き方)

- 第2条 原稿は日本語あるいは英語で記述する。総説、論文、技術論文、ノート、および資料の原稿は、原稿表紙、英文要旨、キーワード(英語)、和文要旨、本文、文献および図表からなる。
2. 原稿表紙には次の事項を書く。
- (1) 記事の種類
- (2) 題名：簡素なものとする。英文および和文を併記する。
- (3) 氏名：連名の場合、\*1, \*2, ……を氏名の右肩と(4)の所属機関の前に記し、対応させる。英文および和文を併記する。
- (4) 所属機関および所在地：英文および和文を併記する。
- (5) 連絡先(氏名、電話番号、ファクス番号、e-mailアドレス)：英文および和文を併記する。
3. 英文要旨、和文要旨、キーワード
- 英文要旨、和文要旨は本文を参照せずに、そのみで論文等のその記事の内容を的確に把握できるように目的、方法および成果が含まれていなければならない。英文要旨は200語以内、和文要旨は英文要旨の和訳とする。キーワードは英文要旨、和文要旨の後に書く。一つのキーワード(英文)は3語以内の英語とし、事柄、物質名等の名詞とする。ただし、海外からの投稿では和文要旨は必須ではない。
4. 本文は以下の通りに書く。
- (1) 形式については特に限定しないが、論文、技術

論文では目的および結論を明確にし、例えば、緒言、実験、結果と考察、結言などのようにする。ノートは形式にとらわれず簡潔に書く。各専門分野における常識的な事柄についての冗長な説明や教科書的な内容の記述は避ける。

- (2) 外国の人名、会社名などは外国つづりを原則とする。
- (3) 単位はSI単位の使用を原則とする。やむをえず非SI単位を用いる場合は換算方法を示す。
- (4) 術語および物質名詞は文部科学省編「学術用語集」、日本化学会編「化合物命名法」などによる。和文の場合の化合物名は原則として日本語(漢字とカタカナ)で書く。
- (5) 和文の記述は簡潔で平易な口語体とし、常用漢字および現代かなづかいを用いる。
- (6) 本文中の区分はポイントシステムにより明確にする。
- [例] 1. …… , 1.1 …… , 1.2 …… , 1.2.1 …… , 1.2.2 …… ,
- それ以上に細分の必要がある場合は、
- (1) …… , (2) …… , のようにする。これ以上の細分化は避けること。
- (7) 脚注が必要な場合は、文章の段落の右肩に添字で脚注1)のように表示し、同じページの下段にまとめ、本文と区別する。
- (8) 新しい行の始めは和文の場合は1文字、英文の場合は5文字あける。
- (9) 数式は1行使って
- $$x = \frac{a+b}{c+d} \quad (1)$$
- のように書き、必ず式番号を付ける。
- (10) 図表は必ず本文中で引用するものとする。初出箇所は太字で Fig. 1 (図1), Table 1 (表1) のように明示する。
- (11) 論文などにおいては、必要に応じ、Nomenclature

を入れることができる。英文表記とする。

#### 5. 表、図および写真

図表などは重複をさけ、内容を理解するのに必要なもののみ採用する。

##### (1) 表

論文、技術論文、ノートの表の題名および説明文などはすべて英文とする。説明文は表の上部に、脚注は表の下部に書く。総説資料中の表の題名および説明文は和文も可とする。

##### (2) 図および写真

図は十分に判読できるデータとする。論文、技術論文、ノートの図の題名および説明文などはすべて英文とし、図の下部に書く。総説、資料中の図の題名および説明文は和文も可とする。

写真は図と同様に扱うが、最小限にとどめ、コントラストの明瞭なものを用いる。紙で投稿の場合、写真はA4の用紙に貼りつける。なお、図および写真に関しては、掲載決定時に電子データの提出を求めることがある。

##### (3) カラー表現

カラー表示の図表やカラー写真を別刷に掲載する場合には印刷費は著者の負担とする。

#### 6. 引用資料の取り扱い

原稿中で引用する資料については、著者が著作権保持者の許可を得る。

#### 7. 文献：References

(1) 文献：References は、本文の該当個所の右肩に 1) 2)、または 1)～3) のように引用の出現順に通し番号で示し、本文の末尾にまとめて記載する。〔例〕を参照。

(2) 外国語雑誌および特許の略号は、「Chemical Abstracts」, 「化学便覧」(改訂5版(2004)基礎編Ⅱ)に従って書くことを原則とする。日本語雑誌は正式名あるいは当該雑誌で指定している略記法に従って書く。本誌の場合は、*J. Jpn. Inst. Energy* とする。Chemical Abstracts の略記法は以下で確認できる。

<http://cassi.cas.org/search.jsp>

(3) 文献：References の記載は英語で行う。下記の例に従い、氏名(英文では姓を先にし、名の頭文字を次に続ける)、雑誌名、巻数(必要ならば号数)、ページ(年号)の順で記載する。日本語文献等の場合には、:(コロン)で区切った後に日本語表記を併記する。Webサイト掲載の情報を引用する場合は最小限に留め、参照日を付記する。雑誌名の英字表記はイタリック体で表記する。巻数はゴシック体で表記する。単行本の場合、出版社名はも記載する。単行本の引用ページは

pp. 123-125 のように表記する。図書名、要旨集名などの英字表記ではイタリック体は用いない。

〔例〕

1) Iwasaki, T.; Satokawa, S.; Kojima, T., *J. Jpn. Inst. Energy*, **92**, 327-336 (2013) : 岩崎稔友紀, 里川重夫, 小島紀徳, *J. Jpn. Inst. Energy*, **92**, 327-336 (2013)

2) Maa, Q.; Wang, D.; Wu, M.; Zhao, T.; Yoneyama, Y.; Tsubaki, N.; *Fuel*, **108**, 430-438 (2013)

3) Bergman, T. K.; Lavine, A. S.; Incropera, F. P.; Dewitt, D. P., *Fundamentals of Heat and Mass Transfer*, 7ed, John Wiley & Sons, (2011)

4) Japan Institute of Energy Ed., *Biomass Handbook*, 2ed, Ohm-sha, 2009 : 日本エネルギー学会編, バイオマスハンドブック, 第2版, オーム社, (2009)

5) Hasegawa, I., in *Biomass Process Handbook*, Society of Chemical Engineers Japan, Japan Institute of Energy, Eds., Ohm-sha, pp.164-167 (2012) : 長谷川功, バイオマスプロセスハンドブック, 化学工学会, 日本エネルギー学会共編, オーム社, pp.164-167 (2012)

6) Aida, T.; Fujiwara, S.; Shinkai, T., *Prep. Joint 20th AIRPT - 43rd EHPRG Conf. on Science and Technology of High Pressure*, T13-O138, Jun. 26-Jul. 1, 2005, Karlsruhe, Germany

7) Sakanishi, K., Watanabe, Y., Mae, K., Yamamoto, K., *Prep. 8th Conference on Biomass Science*, O-601, Jan. 9-10, 2013, Higashi-Hiroshima, Japan: 坂西欣也, 渡邊裕, 前一廣, 山本幸一, 第8回バイオマス科学会議, O-601, 2013.1.9-10, 東広島

8) Ministry of Economy, Trade, and Industry, <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2012energyhtml/2-1-3.html> (Last access: 2013.5.3) : 経済産業省, <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2012energyhtml/2-1-3.html> (Last access: 2013.5.3)

#### 8. 記事の分量

記事の種類によって頁数は下記の通りとする。1ページは2,400字(随想, 論壇, 総説, 講座)または2,700字(論文, 技術論文, ノート, 資料)とし、刷上りで図表を含む。なお、下記の頁数を大幅に超えた場合、修正を求めることがある。

- |                    |    |              |
|--------------------|----|--------------|
| (1) Review         | 総説 | 原則6ページ以内とする。 |
| (2) Original Paper | 論文 | 原則6ページ以内とする。 |

- (3) Technical Paper 技術論文 原則6ページ以内とする。
- (4) Short Paper ノート 原則4ページ以内とする。
- (5) Technical Report 資料 原則6ページ以内とする。

(投稿および刊行の手順)

第3条 原稿の様式、作成方法については以下のとおりとする。

- (1) 原稿の提出は電子投稿を原則とする。やむをえず紙で投稿の場合には、正原稿は著者の手許に保管し、コピー3部を投稿の際提出する。
- (2) 原則としてワードプロセッサを使用して原稿を作成する。本文はA4横書きとし、1枚あたり34字×30行程度(1,000字見当)で作成する。また学会誌の出版イメージと同様の形式(2段組の本文中に図表を貼り込み)による作成も認める。
- (3) 英文の場合も同様にA4で作成する。また学会誌の出版イメージと同様の形式(2段組の本文中に図表を貼り込み)による作成も認める。なお、本文の長さは図表等の相当スペースも含めて5,000語を目安とする。
- (4) 上記の作成が難しい場合は、連絡先に事前に相談する。

2. 投稿および連絡は以下の通りとする。

- (1) 電子メールにて、日本エネルギー学会誌制作部に以下の要領で送信する。
- (2) メール題目は、「新規投稿」とする。
- (3) メールに、原稿表紙、英文要旨、和文要旨、キーワード、本文、図表、文献を1つにまとめたPDFファイルを添付する。必ずPDFファイルからの印刷で不具合のないことを事前に確認する。
- (4) 添付ファイル名は半角英数字20文字以内とする。(例:tmaeda070124.pdf)
- (5) 送信先と投稿に関する問い合わせ先は以下の通りとする。

送信先:jie-journal@jie.or.jp

投稿に関する問い合わせ先

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1  
成蹊大学 理工学部物質生命理工学科 気付  
日本エネルギー学会誌 制作部

E-mail:jie-journal@jie.or.jp

TEL:090-1202-9239

3. 受理および審査は以下の通りとする。

- (1) 受付(receive)年月日は本委員会に原稿が到着した日とし、受理の可否は必ず返信メールにて著者(必要に応じて連絡者)へ通知する。2週間を過ぎても返信メールが届かない場合には、上記の日本エネルギー学会誌制作部に問い合わせること。

(2) 添付PDFファイルが、開けない、読めないなど不具合が生じた場合には、改善の上すみやかに再提出する。それでも不具合が解消されなければ、「電子投稿」での受理は不可とする。その場合、紙での投稿となり、原稿のコピー3部の送付を指示する。

- (3) 投稿原稿は編集委員会で選定した査読者および編集委員会で査読の上、掲載の可否を決定し、結果を著者(必要に応じて連絡者)に通知する。
- (4) 編集委員会は投稿原稿について著者に修正を求めることがある。なお英文原稿の場合では編集委員会は英文添削を求めることがある。この場合には著者の責任において英文添削を受けるものとする。
- (5) 修正を求められた原稿については、修正の上、すみやかに再提出する。原則として、編集委員会から返送された日より3カ月以内に再提出されない場合は、投稿を撤回したものとする。
- (6) 掲載可(accept)となった原稿であっても、図などの不備があった場合は掲載を認めないことがある。

4. 刊行の手順は以下の通りとする。

- (1) 著者(必要に応じて連絡者)は掲載可の通知を受け次第、投稿原稿のオリジナルPDFや原稿作成に使用したWord、Excelファイルなどの電子データをメール添付などの方法により提出する。また編集委員会の判断により、図表および写真についても追加的な電子データの提出を求めることもある。
- (2) 著者校正を1回行う。著者(必要に応じて連絡者)は校正刷りの受取後2日以内に校正して返送しなければならない。この際、印刷上の誤り以外の字句の修正や挿入は認めない。指定された期日までに返送されない場合は、編集委員会の校正により校了とする。
- (3) 会誌発刊後、印刷上の誤りについて著者(必要に応じて連絡者)の申し出があった場合は、訂正文を掲載する。印刷上の誤り以外の訂正は、編集委員会が認めた場合に限り行う。

(改訂)

第4条 本要領の改訂は編集委員会及び総務委員会の承認を得なければならない。

附則

本要領の実施は平成29年1月1日とする。